

# こんにゃく需給安定対策実施要領

制 定 令和7年3月28日 蚕特第30417-15号

## 第1 趣旨

群馬県のこんにゃくいもは、全国生産量の9割以上を占める特産物であり、本県の中山間地域における土地利用型作物として農地保全にも貢献している重要な作物である。

一方で、こんにゃく製品の消費量減少による需給バランスの悪化等から、こんにゃく生いも価格は低迷している。また、残留農薬のポジティブリスト制度や土壌消毒に対する周辺住民からの苦情等に対応するため、環境に配慮したこんにゃくいも生産が求められている。

そこで、こんにゃくいもの需給安定を図り、持続的な生産を可能とするため、複合作物導入や環境負荷低減に取り組む経営体を支援する。

## 第2 事業の内容等

### 1 事業主体

- (1) 「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」（以下「基盤法」という。）第12条第1項等の規定により、市町村長等から農業経営改善計画が適当であると認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）
- (2) 基盤法第14条の4第1項の規定により、市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者。（以下「認定新規就農者」という。）
- (3) 農業者の組織する団体
  - ア 農業協同組合
  - イ 農事組合法人  
農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの
  - ウ 農地所有適格法人  
農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人であって、農地法第6条に基づき市町村農業委員会へ報告されているもの。
  - エ 次に掲げる要件の全てを満たしている農業者団体
    - (ア) 代表者の定めがあること
    - (イ) 組織及び運営に関する規約等が定められていること
    - (ウ) 組織を構成する農家戸数が3戸以上であること
- (4) その他知事が特に認めた者

## 2 事業の内容等

### (1) メニュー

この事業は、以下メニューで構成する。各メニューの内容は、3 補助対象、要件及び補助率等に定めるとおりとする。

#### 【Ⅰ こんにゃく複合経営促進】

- ①こんにゃく複合作物導入
- ②環境にやさしいこんにゃくいも生産

#### 【Ⅱ 有機こんにゃく生産推進】

### (2) 目標年度

事業実施年度の3年後とする。

### 3 補助対象、要件及び補助率等

#### 【Ⅰ こんにゃく複合経営促進】

メニュー	①こんにゃく複合作物導入	②環境にやさしいこんにゃくいも生産
補助対象	野菜等（令和7年度はトウキを除く）、新たに導入する複合作物生産に要する農業機械	こんにゃくいも生産に要する農業機械
要件	以下の要件をすべて満たすこと。 ア 現状、こんにゃくいもの作付面積が概ね3ha以上あること。 イ 目標年度においても、こんにゃくいも生産を継続していること。（原則として、規模拡大を除く。） ウ 経営品目として、こんにゃくいも以外の作物を新たに導入すること。	以下の要件をすべて満たすこと。 ア 現状、こんにゃくいもの作付面積が概ね3ha以上あること。 イ 目標年度においても、こんにゃくいも生産を継続していること。（原則として、規模拡大を除く。） ウ こんにゃくいも栽培におけるクロルピクリン剤の使用面積割合を目標年度までに50%以下とすること。
成果目標	以下のとおりとする。 ア 農業所得の向上（補助対象となる機械の導入効果により、目標年度の所得が現状から増加する見込みがあり、増加額が積算根拠により妥当であると認められること。）	以下のとおりとする。 ア こんにゃくいも栽培における目標年度のクロルピクリン剤使用面積割合（50%以下とすること） イ こんにゃくいも生産コストの削減
事業主体	第2の1に記載のある者	
補助率等	2分の1以内（1事業主体 補助金額の上限2,000千円）	

#### 【Ⅱ 有機こんにゃく生産推進】

補助対象	日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき登録認証機関の認証（以下「有機JAS認証」という。）を受ける計画のほ場で使用する緑肥種子及び堆肥の購入代金、土壌診断費用
要件	目標年度までに有機JAS認証を受け、当該のほ場でこんにゃくいもの作付を行うこと
事業主体	第2の1に記載のある者
補助率等	2分の1以内

### 第3 事業の実施手続

#### 1 実施計画書の作成

##### 【Ⅰ こんにゃく複合経営促進】

##### ① こんにゃく複合作物導入

市町村長等（県域団体が事業を実施する場合は、事業主体の長。それ以外の場合は、市町村長。以下同じ。）は、別記1に基づき事業主体ごとのポイントを算出し、様式第3号により実施計画書を作成し、様式第2号総括表により整理するものとする。

##### ② 環境にやさしいこんにゃくいも生産

市町村長等（県域団体が事業を実施する場合は、事業主体の長。それ以外の場合は、市町村長。以下同じ。）は、別記1に基づき事業主体ごとのポイントを算出し、様式第3号により実施計画書を作成し、様式第4号環境負荷低減のチェックシートを添付して様式第2号総括表により整理するものとする。

ただし、様式第4号の添付については、以下の対応に代えることができる。

ア JGAP等の第三者認証GAPの認証取得者は、証明書の写しの添付に代えることができるものとする。その場合、「みどりの食料システム戦略の理解・関係法令の遵守」の周知を図るため、農林水産省作成のチェックシート解説書を事業実施主体へ配布することとする。

イ 国庫事業の対象者及び本チェックシートの提出を要件とする県単事業の対象者が、すでに本チェックシートを作成している場合は、その写しの添付に代えることができるものとする。

##### 【Ⅱ 有機こんにゃく生産推進】

市町村長等は、事業主体ごとに様式第7号により実施計画書を作成し、様式第6号総括表により整理するものとする。

#### 2 事業計画の承認申請

##### 【Ⅰ こんにゃく複合経営促進】

上記1の総括表及び実施計画書を作成した市町村長等は、様式第1号に様式第2号、様式第3号及び様式第4号（②環境にやさしいこんにゃくいも生産のみ）等を添付し、所長等（県域団体が事業を実施する場合は、知事。それ以外の場合は、農業事務所長。以下同じ。）に提出して承認を受けるものとする。

##### 【Ⅱ 有機こんにゃく生産推進】

上記1の実施計画書を作成した市町村長等は、様式第5号に様式第6号及び様式第7号等を添付し、所長等に提出して承認を受けるものとする。

#### 3 事業計画の承認要件

所長等は、上記2により提出された実施計画書が本要領に定める基準を満たし、目標の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

#### 4 事業の着手

事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号（以下「規則」という。）第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。））に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、群馬県蚕糸特産振興事業補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第6により、交付決定前に着手できるものとする。

## 5 事業計画の重要な変更

(1) 市町村長等は、所長等により承認を受けた事業計画の重要な変更をするときは、上記1から3に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、次の(2)に該当する場合とする。

(2) 事業を構成する次の事項

- ア 事業主体の変更
- イ 補助対象機械等の変更
- ウ メニューの追加・取りやめ
- エ 事業費の30%を超える増減

## 6 予算の配分

(1) 所長は、実施計画について、蚕糸特産課長（以下、「課長」という）と予め協議を行うこととする。

(2) 課長は、事業内容、事業要件、成果目標等が適正であることを確認し、予算の範囲内で、別記1に基づき予算配分するものとする。

## 7 事業の実施

事業主体は、県及び市町村の指導及び助言のもとに、実施計画に基づいて事業を実施する。なお、事業は単年度内に完了するものとする。

## 8 実績報告

交付要綱第10により定める報告期日は、補助事業完了後30日又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに行うものとする。ただし、所長等が報告期日を別に指定した場合は、指定された日までとする。

## 第4 事業の指導推進体制

所長等は、指導推進体制を整備し、実施計画の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

## 第5 助成

- 1 所長等は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関しては交付要綱によるものとする。
- 2 補助率は、第2の3に定めるとおりとする。
- 3 補助額は、第2の3に定める上限を超えることはできないものとする。
- 4 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合は、当該金額は切り捨てるものとする。
- 5 消費税及び地方消費税は、補助対象には含めないこととする。

## 第6 利用状況等報告

### 【I こんにやく複合経営促進】

#### ① こんにやく複合作物導入

市町村長等は、この事業により導入した機械について、事業実施年度から目標年度までの間、翌年度の4月末日までに、当該年度分の機械利用状況報告書を作成し、様式第10号により所長等に提出するものとする。

#### ② 環境にやさしいこんにやくいも生産

市町村長等は、この事業により導入した機械について、事業実施年度から目標年度までの間、翌年度の4月末日までに、当該年度分の機械利用状況報告書を作成し、様式第

10号に事業実施期間中の環境負荷低減の取組についてチェックした様式第4号を添付し、所長等に提出するものとする。

## 【Ⅱ 有機こんにゃく生産推進】

市町村長等は、この事業を利用した成果について、事業実施年度から目標年度までの間、翌年度の4月末日までに、当該年度分の事業状況報告書を作成し、様式第11号により所長等に報告するものとする。

### 第7 補助事業で整備した財産の管理運営に係る事項

- 1 規則第21条第1項第2号に規定する「機械及び重要な器具で知事が指定するもの」は、本事業で整備する機械並びにそれらの付帯物(以下「処分制限の対象となる機械等」という。)とする。
- 2 規則第21条ただし書に規定する「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」は、事業完了日から耐用年数を経過するまでとする。
- 3 処分制限の対象となる機械等を整備した事業主体等は、整備した機械等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。
- 4 処分制限の対象となる施設等を整備した事業主体等は、2に定める期間を経過するまでの間、財産管理台帳(様式第12号)を備え置くものとする。
- 5 本事業により整備した処分制限の対象となる施設等には、原則として本事業名等を表示するものとする。
- 6 市町村長等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等が、2に定める期間内に災害を受けたときは、様式第13号により、速やかに所長等に報告しなければならない。
- 7 市町村長等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等について移管を行ったときは、遅滞なく、様式第14号により所長等に届け出るものとする。

### 第8 補助事業に係る留意点

- 1 補助対象となる機械は、原則として、耐用年数が5年以上のものとする。
- 2 新品に比べ同程度の能力等を有する中古機械を補助の対象とすることができるものとする。ただし、この場合補助の対象とする機械は、原則として、残存耐用年数が2年以上のものとし、農業機械メーカー等による査定書を徴収ものとする。
- 3 農業機械の導入にあたっては、「農業機械適正導入のてびき」を準用し、原則として受益面積に応じた能力を有するものとし、記載のない機械についても、これに準じた適正な能力、台数の導入とするものとする。
- 4 リース事業については、次の事項に基づき実施するものとする。
  - (1) 事業主体は、農業協同組合とする。
  - (2) 年間リース料は、「事業主体負担(事業費-補助金) / 当該機械の耐用年数 + 年間管理費」以下であること。
  - (3) 利用者は、機械の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告するものであること。

報告を受けた事業主体は、速やかに所長にその旨を報告し、指示を受けること。
  - (4) 事業主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (5) 事業主体は、契約の締結にあたっては、あらかじめ所長等に協議するものとする。

## 第9 その他

- 1 本事業は、県域団体が実施する場合を除いて、原則として市町村を通じた間接補助事業とするが、やむを得ない理由があると判断される場合は、この限りではない。  
ただし、やむを得ない理由とは以下の場合に限ることとする。  
なお、事業主体が市町村を経由しない直接補助事業者となった場合、関係市町村から助言を求めるなど調整に努め、所長等に申請書等を提出すると同時に、その写しを関係市町村へ送付するものとする。
  - (1) 事業主体が、複数の市町村を活動範囲とする団体で、関係する市町村との間で調整ができない場合
  - (2) 市町村の予算措置後では、年度内の事業実施が困難と判断される場合
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、知事が別に定める。
- 3 次の様式は、別紙のとおりとする。
  - (様式第1号) ○○年度こんにやく需給安定対策  
【I こんにやく複合経営促進】実施計画の承認について(申請)
  - (様式第2号) ○○年度こんにやく需給安定対策  
【I こんにやく複合経営促進】実施計画(実績)総括表
  - (様式第3号) ○○年度こんにやく需給安定対策  
【I こんにやく複合経営促進】実施計画(実績)
  - (様式第4号) ○○年度こんにやく需給安定対策  
【I こんにやく複合経営促進】環境負荷低減のチェックシート
  - (様式第5号) ○○年度こんにやく需給安定対策  
【II 有機こんにやく生産推進】実施計画の承認について(申請)
  - (様式第6号) ○○年度こんにやく需給安定対策  
【II 有機こんにやく生産推進】実施計画(実績)総括表
  - (様式第7号) ○○年度こんにやく需給安定対策  
【II 有機こんにやく生産推進】実施計画(実績)
  - (様式第8号) ○○年度こんにやく需給安定対策  
【I こんにやく複合経営促進】実施計画の変更承認について(申請)
  - (様式第9号) ○○年度こんにやく需給安定対策  
【II 有機こんにやく生産推進】実施計画の変更承認について(申請)
  - (様式第10号) こんにやく需給安定対策【I こんにやく複合経営促進】により導入した機械利用状況について(報告)
  - (様式第11号) こんにやく需給安定対策【II 有機こんにやく生産推進】により実施した事業実施状況について(報告)
  - (様式第12号) 財産管理台帳
  - (様式第13号) ○○年度こんにやく需給安定対策により取得した財産の災害報告について
  - (様式第14号) ○○年度こんにやく需給安定対策により取得した財産の移管について

## 附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行に伴い、「持続的なこんにやく生産を支える総合対策実施要領」(令和4年4月1日施行)は廃止する。

- 3 2による廃止前の持続的なこんにゃく生産を支える総合対策実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

## 別記1 予算配分方法

「こんにやく複合経営促進」の予算の配分方法は以下のとおりとする。

### 第1 ポイントの算出

原則として、事業に取り組むすべての農業経営体についてポイントを算出し、合計ポイントをその事業のポイントとする。

### 第2 予算の配分

以下のポイントの合計点の高い順に採択する。同ポイントの場合は、事業費の小さい順に採択する。

項目	内容	ポイント数
投資効率	所得向上の金額÷(事業費÷耐用年数)	
	2以上	3
	1以上2未満	2
	0以上1未満	1
導入機械の汎用性	導入する機械が対象作物*専用の機械である ※I①:新たに導入する複合作物 I②:こんにやくいも	3
複合作物導入	目標年度において、全耕作面積に占めるこんにやくいも以外の作物の栽培面積割合	
	20%以上	3
	10%以上20%未満	2
	10%未満	1
クロルピクリン剤使用面積割合	こんにやくいも栽培における目標年度のクロルピクリン剤の使用面積割合	
	40%未満	3
	40%以上45%未満	2
	45%以上50%以下	1
生産費削減	現状のこんにやくいも生産費に対する目標年度におけるこんにやくいも生産費削減割合	
	5%以上	3
	3%以上5%未満	2
	3%未満	1
新規導入推進品目	トウキ(令和7年度は除く)、ネギ、タマネギ、加工用バレイショ、タラノメの導入を行う	3
越冬栽培	こんにやくいもの目標年度における越冬栽培の導入面積30a以上	1